

株式会社 L I N K 定款

令和2年4月30日 変 更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社 L I N Kと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 労働者派遣事業
2. 有料職業紹介事業
3. 建物、構築物、絨毯等の清掃業
4. 広告物の企画制作及び配布
5. 建物、構築物の増改築、建替え及びリフォームの設計・施工
6. 引越の請負、家事サービス
7. 空調設備、冷暖房設備、衛生設備、給排水設備の設計・施工並びにメンテナンス
8. セキュリティー機器の卸、販売、取付け工事
9. 害虫、ねずみ、ごきぶり等の駆除及び防除業務
10. 古物売買並びにその受託販売
11. インターネットによる広告代理店業務
12. 卸売業、小売業、通信販売業及び流通業
13. 倉庫保管事業
14. 倉庫内の物品の在庫管理、仕分け、梱包、解梱、備付け、荷札掛作業及び発送業務の請負業
15. 書籍、玩具、文具、事務用機器、服飾品、アクセサリ、宝石、スポーツ用品、日用品雑貨、衣料品、食器、厨房用品、家庭用電気製品、家具、家内装飾品、じゅうたん、広告宣伝物、ガラス製品、インテリア用品、食料品、清涼飲料水、酒類、医薬品、化粧品、家庭用化学製品、精密用機械器具、光学用機械器具、医療用機械器具、建設用機械器具、建築資材等の販売、リース業
16. 飲食店の経営
17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1196番地M'sビル2-Aに置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。
当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録を請求するには、当社所定の書式によ

る請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故または支障があるときは、出席株主中から選任する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、3名以内とする。

(資 格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当会社に代表取締役1人を置き、取締役2人以上あるときは、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とする。
③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年6月16日から翌年6月15日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第29条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上

上記は当会社の定款に相違ありません。

株式会社 LINK
代表取締役 濱口 淳丈

